

耐震施策による規制誘導等について

第 15 回税制研究会において、耐震施策については、補助金による助成施策のみではなく、規制による誘導施策を行うことの可能性について提案を受け、検討した結果を報告します。

■研究会での座長発言要旨

「耐震性能の低い住宅の課税負担を大きくし、耐震性能のある住宅への転換を誘導する課税手法の導入なども含め、規制して誘導する方法もあっていいと思う。」

例示として

自動車税のグリーン化（環境配慮型車両の減税、環境負荷の大きい車両の重課税など）

■検討の概要

（１）法規制等による誘導施策について

- ・建築物の耐震化については、多数の人が利用する建築物等（特定建築物）の耐震改修を促進する耐震改修促進法（以下、促進法という。）においても努力義務としているところがあります。
- ・住宅に関してみると、賃貸住宅以外の住宅は特定建築物ではなく、住宅に対する耐震化については、促進法に基づく耐震改修促進計画を策定し、地方公共団体が推進することとなっています。
- ・防災計画上也耐震診断について義務化を図ることの必要性は高いですが、診断結果を受け、結果の悪い住宅の全てを耐震改修することを義務化するのは法律との関係からも、財政上も大変厳しい規制となります。
- ・促進法における地方公共団体の行政の権能としては、耐震改修を行うことについて勧告、指示に留まっています。
- ・この指示に従わない場合の措置は、所有者の氏名の公表となっていますが、全国的に行われた実績はないという運用状況となっています。
- ・本市でも、防災計画の見直し検討の中で、耐震診断について義務化も視野に入れて検討を進めていきます。

（２）重課税による施策誘導について

- ・重課税による不均一課税の場合は、税負担を求めることとなるため、課税客体を公平かつ適正に評価することが重要となります。
- ・耐震性能については、昭和 56 年以前の建築物が一律悪いとは言えないため、耐震診断により性能を評価することが必要となります。
- ・旧耐震基準の住宅、新耐震基準で検査済証がない住宅の総数は約 50 万戸。
- ・平成 27 年度を目標年次としている耐震化に関しては、時間とのバランスを比較しても実施が困難であると判断します。